

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する  
条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)2 月 21 日

提出者 町田市長職務代理者  
町田市副市長 榎 本 悦 次

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する  
条例

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和60年9月町田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後

町田市地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）

第68条の2第1項及び第5項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物の用途、構造及び敷地に関する制限等を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(建築物の用途の制限の緩和)

第3条の2 別表第3の左欄に掲げる計画地区においては、当該地区に適用される用途地域内の建築物の用途の制限にかかわらず、同表の右欄に掲げる建築物を建築することができる。

別表第1 (第2条関係)

番号	区分
略	略
39	<u>令和5年1月町田市告示第319号に定める町田都市計画木曾山崎地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（次の表及び別表第3において「木曾山崎地区地区整備計画区域」という。）</u>
略	略
46	<u>令和4年11月町田市告示第266号に定める町田都市計画境川団地地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（次の表において「境川団地地区地区整備計画区域」という。）</u>

別表第2 (第3条、第4条—第8条関係)

1～38 略

39 木曾山崎地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

改正前

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）

第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

別表第1

番号	区分
略	略
39	<u>平成26年3月町田市告示第602号に定める町田都市計画木曾山崎地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「木曾山崎地区地区整備計画区域」という。）</u>
略	略

別表第2

1～38 略

39 木曾山崎地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略
公共・公益施設地区	略	略	略	略	略	略	略	略
健康増進関連拠点地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 一戸建ての住宅 (2) 長屋 (3) 共同住宅	$\frac{10}{8}$	$\frac{10}{4}$	500平方メートル。ただし、専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する建築物の敷地については、この限りでない。	町田都市計画木曾山崎地区地区計画図に表示する距離	専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する建築物	$\frac{20}{メ}$ $\frac{1}{ト}$ $\frac{1}{ル}$	二

40～45 略

46 境川団地地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略
公共・公益施設地区	略	略	略	略	略	略	略	略

40～45 略

計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
センター北地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 一戸建ての住宅 (2) 長屋 (3) 共同住宅 (4) 自動車教習所 (5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (6) カラオケボックス	二	二	50平方メートル	町田都市計画境川団地区区計画図に表示する距離	次の各号のいずれかに該当する建築物等 (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である物置その他これに類する用途(自動車庫を除	二	二

	<p>スその他 これに類 するもの (7)工場(自 家販売の ために食 品製造業 を営むも の及びク リーニン グ業、自 動車販売 業その他 これらに 類するサ ービス業 を営む店 舗に附属 するもの を除く。)</p>					<p>く。)に供 するもの (3)町田都市 計画境川 団地地区 地区計画 の決定に 係る都市 計画法第 20条第 1項の規 定による 告示の際 現に存す る建築物</p>		
セ ン タ ー 南 地 区	<p>次に掲げる建 築物以外の建 築物 (1)一戸建 ての住宅 (2)長屋 (3)自動車 教習所 (4)マージ ヤン屋、 ぱちんこ 屋、射的 場、勝馬 投票券発 売所、場 外車券売</p>	二	二	50 0平 方メ ートル	町 田 都 市 計 画 境 川 団 地 地 区 地 区 計 画	<p>次の各号のい ずれかに該当 する建築物等 (1)外壁等の 中心線の 長さの合 計が3メ ートル以 下である もの (2)軒の高さ が2.3メ ートル以 下で、か つ、床面積 の合計が</p>	二	二

	<p>場その他 これらに 類するも の (5) カラオ ケボックス その他 これに類 するもの (6) 工場(自 家販売の ために食 品製造業 を営むも の及びク リーニン グ業、自 動車販売 業その他 これらに 類するサ ービス業 を営む店 舗に附属 するもの を除く。)</p>				<p>図 に 表 示 す る 距 離</p>	<p>5 平方メ ートル以 内である 物置その 他これに 類する用 途(自動車 車庫を除 く。)に供 するもの (3) 町田都市 計画境川 団地地区 地区計画 の決定に 係る都市 計画法第 20条第 1項の規 定による 告示の際 現に存す る建築物</p>		
<p>住 宅 地区</p>	<p>次に掲げる建 築物以外の建 築物 (1) 一戸建 ての住宅 (2) 長屋 (3) 自動車 車庫</p>	二	二	<p>5 0 0 平 方メ ートル</p>	<p>町 田 都 市 計 画 境 川 団 地</p>	<p>次の各号のい ずれかに該当 する建築物等 (1) 外壁等の 中心線の 長さの合 計が3メ ートル以 下である もの</p>	<p>1 7 メ ートル</p>	二

					<p>地区 地区 地区 計画 図に 表示 する 距離</p> <p>(2) 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である物置その他これに類する用途に供するもの</p> <p>(3) 町田都市計画境川団地地区地区計画の決定に係る都市計画法第20条第1項の規定による告示の際現に存する建築物</p>
--	--	--	--	--	---

別表第3 (第3条の2関係)

計画地区	建築物
木曾山崎地区地区整備計画区域内健康増進関連拠点地区	<p>(1) 次に掲げる要件を満たす工場</p> <p>ア 主として共同給食調理場の用に供すること。</p> <p>イ 調理業務の用に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内であること。</p> <p>ウ 原動機の出力の合計が2,500キロワット以下であること。</p>



と。

(2) 町田市が設置する小学校及び中学校の学校給食（以下この号において単に「学校給食」という。）により生じた廃棄物のみを処理する処理施設で、次のいずれかの用に供するもの（その用に供する部分の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル以内のものに限る。）

ア 学校給食により生じた紙製容器の再資源化（当該紙製容器のうち有用なものの全部又は一部を紙製容器の原材料として利用することができる状態にすることをいう。）

イ 学校給食により生じた食品残さの堆肥化

(3) 体育館（体育館の用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のものに限る。）

(4) 観覧場（客席の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものに限る。）

(5) 集会場

(6) 事務所

附 則

この条例は、公布の日から施行する。